

ここにあるスライドは、特定病原体等の保管のみ（使用・滅菌はしない）を行う施設について、感染症法および厚生労働省令に示されている施設の基準、保管等の基準をわかりやすく表したものです。

これらのスライドには、紙面の都合から、すべての基準は記載されておられません。

また、経過措置を設けている部分もありますので、詳細については、条文等をご確認いただくか結核感染症課にお問い合わせ下さい。

保管のみを行う施設の例示(二種・三種病原体等共通)

二種の許可申請又は三種の届出は必要です！

出入口



- ・地崩れ・浸水のおそれのない場所への設置
- ・耐火構造または不燃材料での建設
- ・管理区域の設定
- ・実験室内又は施錠可能な保管施設内への保管庫を設置
- ・保管庫が設置されている室は施錠可能
- ・施錠可能な保管庫
- ・年1回以上の定期点検
- ・密封容器(チューブ、試験管)に封入し保管庫に施錠保管
- ・保管庫が設置されている室の出入口に標識



保管庫

管理区域

保管のみを行う施設の例示（四種病原体等）

出入口



- ・地崩れ・浸水のおそれのない場所への設置
- ・耐火構造または不燃材料での建設
- ・管理区域の設定
- ・管理区域内部への保管庫の設置
- ・施錠可能な保管庫
- ・定期点検
- ・密封容器（チューブ、試験管）に封入し、保管庫に施錠保管
- ・保管施設がある場合は出入口に標識



保管庫

管理区域

病院等の検査室で業務に伴い所持(滅菌等や譲渡するまでの一時的な所持)することになった場合の施設の例示
(二種・三種・四種病原体等共通)

